

川西市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、川西市市営住宅の使用料等の一部の徴収事務を下記の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

川西市長 越田 謙治郎

記

- 1 委託事務 川西市市営住宅の使用料等の一部の徴収事務
- 2 受託者住所・氏名 大阪市北区西天満4-4-18 梅ヶ枝中央ビル403
弁護士 橋本有輝
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指 定 日 令和6年4月1日
- 5 委 託 日 令和6年4月1日

以上